

仕 様 書		作成年月日	令和5年1月20日
駐屯地給油所機材修理役務		仕様書番号	GSVC-45
		作成部隊名	相馬原駐屯地業務隊補給科
場 所	群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地		
適 用 範 囲	本仕様書は、陸上自衛隊相馬原駐屯地の給油所及び飛行場の給油機材に対する修理に関する必要な事項を定める。		
役 務 数 量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給油所油面計マイコン修理 1件 ・ 給油所計量機ホース交換 1件 ・ 飛行場POL流量計誤差検査 1件 		
<p>1 一 般 事 項</p> <p>(1) 本役務は、本仕様書に基づいて実施するものとする。又本仕様書に明記しない事項については監督官等と協議するとともに軽微なものや技術上当然実施すべき事項は請負者の負担において実施するものとする。</p> <p>(2) 請負者は契約締結後速やかに工程表を作成し監督官の承認を受けるとともに、役務の実施にあたっては着手届を提出の上実施するものとする。</p> <p>(3) 本役務の実施においては、作業前・各工程・完了後・使用材料及び監督官の指示するものについて写真撮影を実施し、A4工事写真帳に整理し、速やかに提出するものとする。</p> <p>(4) 本役務の実施において生じた数量等の軽微な変更は監督官の指示に従うものとする。この場合の請負金額及び履行期限については変更しないものとする。</p> <p>(5) あらかじめ監督官の指示していた工程に達したときは、監督官の承認を受けたあとに次の工程に移るものとする。</p> <p>(6) 請負業者等関係者の駐屯地の出入り及び行動範囲については、監督官の指示に従いそれ以外の区域・施設等に立ち入ってはならない。</p> <p>(7) 請負業者は、本役務の実施においては現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理にあたるとともに、関係者の監督及び火災・盗難等の防止に十分な注意を払うものとする。特に機材取付作業等においては作業員の安全対策を確実に実施するとともに作業現場の整理整頓等に努め、危害予防に十分留意するものとする。 万一発生した危害等については請負業者自らその責に任ずるものとする。</p> <p>(8) 工事人もしくは部外者等に障害を与え又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務にかかわるものと認められた場合は請負業者自らが保障・賠償の責を負うものとする。</p>			

(9) 本仕様書に基づく作業等は消防法に合致したものとする。

2 特記事項

(1) 気温の変化の著しいときには作業を実施しない。

3 検 査

完成検査は、完了後、当該機材の設置場所において業者立会のもと、検査官が実施する。

4 そ の 他

(1) 消防署に申請等がある場合は、請負業者が実施するものとする。

(2) 本仕様書等に疑義を生じた場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。